

神宴之日、被撰定神樂歌者、若是此神樂之事歟、彼時、磯等前ト云歌、依有禁忌不被歌云々、首書に、

神樂譜

遠火

義也

仁波

阿良

礼

布

角

阿

知

女

阿

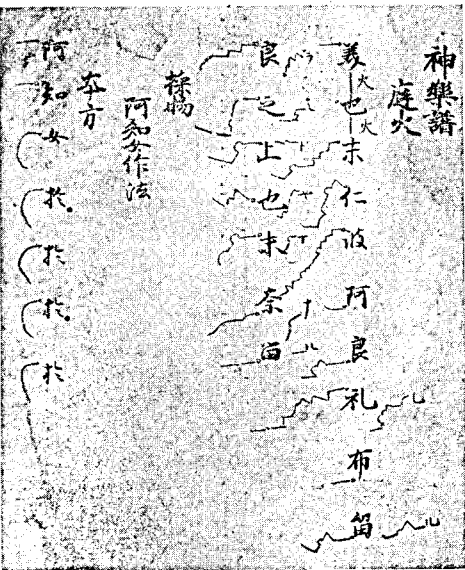
知

女

阿

知

女



(藏所氏爲利田前侍侯) 譜 樂 神

或人談云、朱雀院御時、真信公攝政之間、此御神樂又被始、其後不絶、

とあり。碩鼠漫筆には、貞觀御時に撰定せられたりといへるは、はやく亡びて、政事要略卷二十八に、神樂譜云とありて、その一節を引きたるのみ。今の世に傳はりたるは、一條雅信が、催馬樂と共に、撰びたるものなるよしいへり。されど、この目錄にのせたるは、舊本なりや、新本なりや明ならず。

神樂譜の古寫本は、前田侯爵家所藏にて、正嘉元年の久行、文永元年の久氏、文保三年の忠榮の奥書を載せて、末に

文和四年正月□□令書寫訖、於本者、悉每□□書之、予私博士相□□所々書了、舊冬所借請忠春也、

敦有(花押)

と見えたり。

一三 醫 書

大同類聚方 百卷

安倍眞貞、出雲廣貞等奉勅撰

本邦古醫方の傳はりたるものをあつめて、分類したるものなり。

日本後紀に、大同三年五月甲申、先是詔衛門佐從五位下兼左大舍人助相模介安倍朝臣眞直、外從五位下侍醫兼典藥助但馬權掾出雲連廣貞等、撰大同類聚方、其功既畢、乃於朝堂拜表曰、臣聞、長桑妙術、必須湯艾之治、太一祕結、猶資鍼石之療、莫不藥力通助、拯殘魂於阨厄、醫方所鍾、續遺命於斷、雖一貫、典墳澄心頤、猶復降懷醫家、汎觀攝生、乃詔右大臣、宣令侍醫出雲連廣貞等、依所出藥、撰集其方、臣等奉宣、修□□在尋詳、懇情所及靡敢漏、□□成一百卷、名曰大同類聚方、宜校始訖、謹以奉進、但凡厥經業不詳習、年代懸遠、註記絲錯、臣等才謝稽古、學拙知新、輒呈管窺、當夥紕謬、不足以對揚天旨、酬答聖恩、悚慙之□墜氷谷、謹拜表以聞、帝善之、

とあるにて、そのさまを推知すべし。

著者を阿部眞貞としたれど、日本後紀によれば、阿倍眞直の誤なり。出雲廣貞は、攝津の人なり。後宿禰の姓を賜ひ、中外記、内藥正、典藥助等に任せられたり。

この書は、はやく逸して今は傳はらず。但し世に大同類聚方と名づけたるもの數種あり。一は天明の頃刊行したるものにて、丹波良康の鈔録したるものなり。纔に十三方を收めたり。その他、世に傳はりたるものにも數本あれど、いづれも、後人の僞作したるものなり。そは佐藤方定の奇魂にくはしくその由を辨せり。即ちその體裁の定まらざる、その文體詔辭の如くにして、序文、及び同時に成りし古語拾遺など、ひとしからず。毎卷最も短くして、二枚三枚づゝなり。殊に文字假字の誤謬著しく、當時のさまにあらず。卷首に、「從五位下典藥頭阿部眞貞、侍從從六位上出雲宿禰廣貞等奉勅同撰、」とあれど、官位姓名に、後紀の序文とあはざるところあり。また古林見宜の醫寮歌配劑に引きたる類聚方の文は、正文なるべきものをのせず。加賀國は、弘仁十四年一國となりしを、書中加賀國と記したるところあり。茶も嵯峨天皇の御代に至りてきこえたるに、書中茶の如しといへる所あり。且當時風病といひしは、後世の風とは異なるを、同じきもの、如く記せるなど、八條の疑をあげて、これを辨せり。なほ權田直助の大同類聚方再考、及び本邦醫家古籍考、大日本醫學史等にもその考説をのせたり。

撰攝養要決 二十卷 物部廣泉撰

諸本廣貞に作る、廣泉は彰考館本による。

養生の法どもかきたるものなるべし。今世に傳はらず。この書のなりし事、及び著者物部廣泉の傳記は、

三代實錄に、貞觀二年十月三日、己卯、正五位下行内藥正兼侍醫參河權守物部朝臣廣泉卒、廣泉者左京人也、本伊豫國風早郡、姓物部首、後隸京兆、賜姓朝臣、廣泉少學醫術、多見方書、天長四年、爲醫博士兼内藥允、遷爲侍醫、後累遷伊豫讚岐椽、侍醫如故、六年春授外從五位下、爲内藥正、侍醫如故、十四年授從五位下兼伊豫椽、仁壽四年授從五位上、爲肥前介、内藥正侍醫如故、天安二年、兼參河權介、貞觀元年冬授正五位下、轉參河權守、内藥正侍醫如故、廣泉、藥石之道、當時獨步、齡至老境、鬚眉皓白、皮膚光澤、體氣猶強、卒時年七十六、撰撰攝養要決廿卷、行於世矣、

と見えたり。これを撰攝養要決としたるは、伴信友の説の如く、この三代實錄の文を読み誤りたるものなるべし。但し日本見在書目録に、攝養要決二十二卷とあれば、支那撰述の書を、抄撰したるものか。見在書目録には、この外、本朝の書二三混入したるものあれば、これもまぎれたるものなるべし。

金蘭方 五十卷 菅原峯嗣奉勅、與諸名醫撰

この書、今傳はらねば、そのさま詳ならず。

著者峯嗣の經歷、及びこの書を撰びたる事は、

三代實錄に、貞觀十二年三月三十日壬午、散位從五位上菅原朝臣峯嗣卒、峯嗣者左京人也、父出雲朝臣廣貞、長於醫師、官爲正五位下信濃權守、淳和太上天皇龍潛之日、令峯嗣侍春宮藩邸、峯嗣自申請、欲繼家業、仍補醫得業生、自此而始、峯嗣奉試及第、弘仁十三年、除左兵衛醫師、十四年遷醫博士、天長四年兼內藥佑、七年兼侍醫、八年兼攝津大目、是年讓醫博士於物部廣泉、十年爲春宮坊主膳正、內藥佑、侍醫、攝津大目並如故、承和二年授從五位下、淳和太上天皇、思在藩之舊、以峯嗣爲侍者、寵遇優渥、頗超傍人、四年爲尾張權介、六年遷爲美濃權介、不之官、嘉祥二年爲越後介、峯嗣侍淳和院、奉太后御藥湯方之事、由是遷播磨介、以近都、亦優其身也、仁壽元年加從五位上、天安二年、爲典藥頭、貞觀五年、自謝老出爲攝津權守、退居豐島郡山莊、灌藥養性、不交流俗、十年改出雲姓爲菅原、以土師出雲同祖也、卒時年七十八、峯嗣不墜家名、處治必効、嘗奉勅、與諸名醫、共撰定金蘭方、又針艾之所加、多方注之外、後進之備、至今稱妙焉、

と見えたり。但し今校正金蘭方とて、文政九年刊行したるもの二十三卷、合綴五冊あり。紀伊の藩醫大江廣彦の校定せしところなり。著者峯嗣の書きたる貞觀十年九月一日の自序あり。中に「奉勅從五位上東宮主膳正兼攝津大目菅原峯嗣、從五位下醫博士兼侍醫物部期臣廣泉、從五位下典藥頭當麻真人鴨繼、從五位下典藥正大神庸主等、同撰而上朝、」とあり。されどこれも世に流布せる大同類聚方と同じく、後

人の僞作したるものにして、佐藤定方の奇魂二に、そのよしをくはしく辨せり。即ち三代實錄によれば、峯嗣は、貞觀十年の頃は、山莊に退居して、在官ならざりしを、官名をあげたるは、正史にあはず。次に廣泉は、貞觀二年二月三日卒したれば、その撰に先だつ事八年なり。また大神庸主も、同二年に卒したれば、年代あはず。當麻鴨繼の位階、三代實錄とたがひ、序文に、「自襲封」といひ、「在勅命、」とある當時の典禮制度にあはず。卷數五十卷とあるに、強ちに合せんとて、一卷を二枚、三枚の短篇とし、且つ第一の如きは、延喜式を抜き書きしたるあとの著しき事など、これを六條に別ちて詳論せり。げにや序文のまななどは、當時のものならぬ事は、一見して知るを得べければ、後の世の人のしわざなるが如し。

掌中方 一卷 輔仁撰

いかなるものにか、これも世に傳はらざれば、詳ならず。掌中方は、掌中要方の略なる事、及び輔仁か、この書を著したる事は、

日本紀略に、延喜十八年九月十七日、右衛門醫師深根輔仁撰掌中要方、と見えたり。著者深根輔仁は、本姓峰田藥師にて、和藥使主と同祖なり。輔仁は、内藥正針博士宗繼の孫にて、侍醫權醫博士たり。

醫心方 三十卷 丹波雅忠撰、或康賴撰

醫療、本草、藥性、明堂、孔穴、養生、服名、食餌等を記載したるものなり。

著者を雅忠とし、或は康賴としたれど、康賴の著なりし事は、

丹波氏系圖康賴の下に、永觀二十一廿八、以醫心方三十卷、撰進公家、

一代要記に、天元五年壬申針博士丹波宿禰康賴撰醫心方三十卷、

と見え、徳富猪一郎氏所藏卷二十二の卷首に、「五五位下行鍼博士丹波介丹波宿禰康賴撰」とあるにて明

なり。撰者は、天元五年にして、永觀二年、これを奏覽したりしなり。康賴は、丹波矢田郡の人、丹波宿禰

の姓を賜はり、針博士、左衛門佐、從五位上となり、長徳元年、八十四歳にて卒去せり。この書を雅忠の著

としたるは、地下家傳の小森家傳に、「雅忠、年月撰醫心方拾遺二十卷、述家法云々」と見えて、醫心方拾

遺を著はしたるによりて、誤り傳へられたるものなり。雅忠は、康賴の曾孫にて、典藥頭、施藥院使とな

りて、名醫たりし事、中右記その他の書に見えたり。

この書の事は、通憲入道藏書目錄に、「一合、第二百二十二櫃、醫心方九帙、自一至九」と見え、

玉葉に、嘉應二年三月二日癸丑、憲基持來醫心方廿八卷、先日爲加口所下給也、

と記し、香字抄に引きたるものあり。玉葉に二十八卷といへるは、缺卷なるにか、或は合綴したるもの

にか。今は三十卷傳はりて、安政年間これを刊行せり。

卷八の裏書に、天養二年二月、以宇治入道大相國本移點、少内記藤原中光、比較助教源原定安

移點比較之間、所見及之不審、直講中原師長、傳送丹波知康、重成等、相共合醫家本畢、文殿所加之勘

物、師長以墨書之、以朱點、

とあり。刊本に附したる安政元年十二月、多紀元堅、及び元所の序文に、その來歴を記したり。即ち

醫心方三十卷、每卷首、題從五位下行鍼博士兼丹波介丹波宿禰康賴撰、謹案、臣等遠祖康賴撰進此

書、實爲圓融帝永觀二年十一月廿八日、家牒所記、與本書延慶舊抄冊子本後合可徵也、後在正親町帝

時、嘗出以賜典藥頭半井氏云、豈即遠祖所進之本歟、抑別有抄本也、意者祕府所藏、人間莫得而窺焉、

加之保平以還兵燹相踵、是書在若存若亡之間者、蓋數百有餘年矣、寛政初載、先大君文恭公方表章遺

文、命臣等曾祖臣元憲、以仁和王府所藏抄本謄寫、儲之醫學、當時稱爲希觀、顧其爲書殘脫居半、學者

仍憾不得窺其全豹焉、恭惟、今大君仁洽寰宇、孝存繼述、最深軫念醫藥、訪知今典藥頭半井氏有斯書

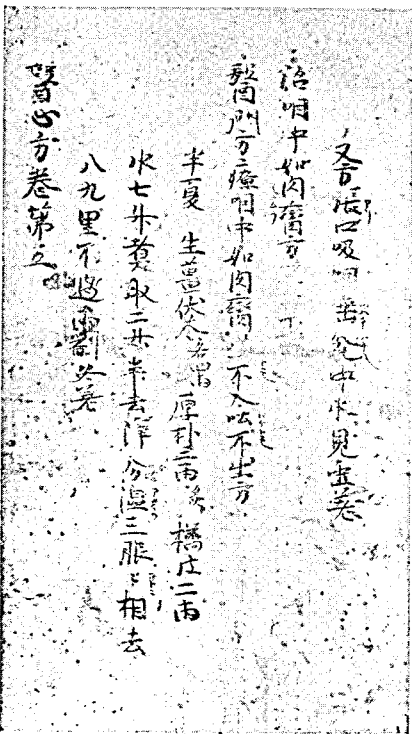
全帙、乃命執政傳旨其家、俾送致之醫學、臣等得緝聞之、既而又命臣等、便遵依原本摸刻、以布之海

內、臣等不堪感躍、謹審檢細勘之、其書裝爲卷子、嚴存隋唐舊帙體式、爲卷凡卅、與仁和寺書目所載

合、其間字樣非一、紙質亦殊有結體奇古、與金石遺文相印契者、有筆畫適勁、真逼晉唐法書者、有如樸

質无文、而古香可挹者、蓋非其親筆、則其子弟爲之、據第八卷天養二年記、殆從當日前後稿、及各家傳

錄本、排纂綴輯、以成一部完帙歟、間有係後人補鈔者、亦不失為數百年物、每卷各為一類下分子目、其所引證、上根據之農黃扁張之經、下貫穿之唐以上各家之著、其所論則起治病大體、訖食物每門、上載證候、下列其方遇、有註明者、附以案語、其第二卷論鍼灸、則更有序、以開其端、豈身為鍼博士、最所深



(藏所寺和仁) 方 心 醫

致意歟、竊詳之、其書體例蓋準擬之王壽外臺祕要方、而其引據之博、與立論之精且確、則有過无不及也、原夫醫之道幽以微矣、必也稽之往聖昔賢、徵之百家之格言、協之於古今之異與風土宜、參而錯綜之、然後其道乃始完、可以模楷後學矣、求之前人之著、能具斯

道者、其唯王氏之書、足以當之、而是書則直駕而上、豈不更偉乎、況其所徵引、逸書遺典、史家未及載者數十部、皆得依是書以觀其概略、又況古書存於今日者、一歷宋人校改、往々失當日本色、得據此書以糾正其偽謬、亦復不一而足、他欄外及行間所注、字書、玉篇、切韻、唐韻之類、雖所採不多、而亦足以窺唐以上訓話音韻之微、則是書在天壤、凡以補稗後學、有匪細故者、不僅為醫家鴻寶也、略

と見えたり。

古寫本は、徳富猪一部氏所藏二十二の一巻、及び仁和寺所藏の巻一、巻五、巻七、巻九、巻十の六巻あり。徳富本は、院政時代の寫なるべく、仁和寺本は、平安朝末期のものならん。いづれも、昭和八年、國寶に指定せられ、仁和寺本は、萩野仲三郎氏の複製したるものあり。

倭名本草

大醫博士深輔仁奉勅撰

本草の和名を記したるものなり。和名類聚抄には、新抄和名本草と見え、通憲入道藏書目錄、香字抄、香藥抄等には、本草和名と記せり。寛政中の刊本あり。續群書類從には、輔仁本草として、これを收め、中に、本草和名と記して、上下に別てり。上巻は第三巻より、第十三巻に至り、下巻は第十四巻より、第二十巻に至れり。始に「大醫博士深江輔仁奉勅新撰」と記し、次に「合一千二十五種、本草内藥八百五十種、諸家食經一百五種、本草外藥七十種、世用四種、稽疑三十三種、拾遺二十五種、新撰食經八種」とありて、次に諸家食經、諸家音義等、三十六部の書名を掲げ、「以前諸書中、藥別名皆抄出、列于條下」と記したり。本草の下には、各一名を載せて出典を註し、和名及び産出の國名を掲げたり。第一巻、第二巻は缺けたるにや、第三巻以下あり。即ち

- 三卷 玉石上廿一種
- 四卷 同中三十種
- 五卷 同下三十種
- 六卷 草上四十一種
- 七卷 同三十八種
- 八卷 同
- 中三十七種
- 九卷 同三十九種
- 十卷 同下三十五種
- 十一卷 同六十七種
- 十二卷 木上三十七種
- 十三

倭名本草

卷同中二十八種 十四卷同下四十五種

十五卷獸禽六十九種、本草五十六、食經十三

十六卷虫、魚類百十三種、

本草七十二、食經四十一

十七卷菜四十五種、本草二十五、食經二十、

十八卷菜六十二種、本草三十八、食經二十四、

十九卷米穀四十五種、本草二十八、食經七、二十卷有名無用百九十三種

なほこの書については、刊本の末尾に附したる多紀元簡の提要に、

謹案、本草和名、原本不題作者氏名、開卷首頁、唯記新撰二字、考源詭州和名類聚鈔序曰、大醫博士深江輔仁、奉勅撰集新抄和名本草、仁和寺書目曰、倭名本草、大醫博士深輔仁奉勅撰、藤少納言書目曰、本草和名一帖、而類聚抄所引用書中、有新抄本草、新撰本草、和名本草、又有單稱本草者、其所載和名皆與是書合、則有數名、其實一書、俱指是書、言其間有小異同者、乃流傳之轉訛、不足苛論也、丹波丹州醫心方第一卷、載諸藥和名、亦全與是書符、又證類本草序例記蘇敬唐本草卷目次第云、序爲一卷、例爲一卷、玉石三品爲二卷、草三品爲六卷、木三品爲三卷、禽獸爲一卷、蟲魚爲一卷、菓爲二卷、菜爲一卷、有名未用爲一卷、合二十卷、其十八卷中、藥合八百五十種、今是書始于第三卷玉石、終于第二十卷、有名未用、則又與唐本草符、蓋當時遼延曆中之議、專行唐新修本草也、事出朝野群載此書所援引、悉隋唐以前書、而本草雜要決、本草稽疑龍門、百八鑿真方之類、鑿真唐僧投化我邦、能以鼻辨藥見續日本紀皆歷代經籍藝文志不收者、國字結體、隨世而變、亦足以證年代遠邇、今是書所使用、與類聚鈔及醫心方略同、而異近世所傳康賴本草迥別、由斯觀之、在丹州能州之前可知也、其爲輔仁之書、斷乎無疑、○下略

と記せり。

難經開委 一卷 廣貞撰

いかなるものか明ならず。日本見在書目録醫方家に、「黃帝八十一難經九、楊玄操撰」とあるものに就いて、記したるものなるべく、醫家千字文註に、八十難經の註として、處々にのせたるもの、類ならんか。廣貞は、出雲廣貞にして、その事は、大同類聚抄の條に記せり。

集注大素 三十卷 小野藏根撰

日本見在書目録に「內經大素三十楊上撰」とあり。その註釋を集成したるものなるべけれど、今傳はらざれば詳ならず。著者小野藏根は、諸野の孫にて、典藥頭たり。

養生抄 七卷 輔仁撰

今傳はりたるものなく、

河海抄若菜上、及び夕霧の卷に、床の高さ三尺、鬼氣の及ばざる也見養生抄とあるものは、この書の事なるべし。

養生秘抄 一卷

これも今傳はらず。

儼避羅鈔十七に、養生必要抄延喜二十一年八月廿二日
權醫博士深根輔仁撰云々

とありて、養生要集を引きたり。蓋しこの書の事なるべし。

一五 陰 陽

六甲 六帖 滋岳川人撰

今傳はらねば、詳ならねど、六甲によりて、吉凶を占ふものなるべし。六甲は、序例抄に、「甲子、甲戌、甲申、甲午、甲辰、甲寅也、日々にマハル也」とありて、干支の六甲をいへり。日本見在書目録曆數家に、「六甲一」、五行家に、「六甲左右上符一」、マハル圖一、などをのせたれば、これによりて撰びたるものなるべし。この書の事は、

新撰六句集に、斯依滋岳川人、貞觀十三年奉勅、六甲撰進之、と見えたり。

著者滋岳川人は、文徳、清和の兩朝に仕へ、廣く陰陽學に達し、宿曜遁甲の術に長じたる事、類聚國史、今昔物語等に見えたり。